

理 由 書

本市における都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）は、昭和39年に「第1号厚木市営廃棄物処理場」を決定し、昭和47年に区域を拡大変更しました。また、昭和58年に「第3号厚木市環境センター」を決定し、平成元年に都市計画区域の分割に伴い、名称（番号）を第2号に変更しましたが、施設建設から約35年が経過し老朽化が進んでいることから、令和元年10月4日に第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設を追加決定し、令和7年12月の供用開始に向け、施設の建設を行ってきたところです。

こうした中、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の整備がおおむね完了し、令和7年12月1日の稼働が確実になったことから、第2号厚木市環境センターを都市計画上存置する必要性が失われたため、第2号厚木市環境センターを廃止するとともに、第3号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の名称を第2号厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設に変更するものです。